

従業員用 定額減税制度の説明



定額減税制度の説明

I 制度概要

1. 開始時期
2. 対象者と減税額
3. 対象者の要件
4. 定額減税額のパターン

1. 開始時期

(1) 所得税

- ・ 令和6年6月以降の給与・賞与の所得税から一定金額を控除

(2) 住民税

- ・ 令和6年7月以降の給与から定額減税額が控除された額を徴収

2. 対象者と減税額

(1) 従業員本人

- ・ 所得税：3万円
- ・ 住民税：1万円



(2) 配偶者および扶養親族（16歳未満含む）

- ・ 所得税：一人につき3万円
- ・ 住民税：一人につき1万円



3. 対象者の要件

(1) 従業員本人

- ・ 令和6年6月1日現在、会社に在籍している人
- ・ 扶養控除等申告書を提出している人
- ・ 日本国内に居住している人



3. 対象者の要件

(2) 配偶者および扶養親族

① 配偶者

- ・ 従業員と生計を一にする配偶者で、所得が48万円以下（給与収入が103万円以下）の人
- ・ 日本国内に居住している人



3. 対象者の要件

(2) 配偶者および扶養親族

② 扶養親族

- ・ 扶養控除等申告書に記載している一般扶養親族、
特定扶養親族、老人扶養親族、16歳未満の扶養親族
- ・ 日本国内に居住している人



4. 定額減税額のパターン

例 1 従業員本人、配偶者（所得 48万円以下）、子供 1人

※ 配偶者の所得が48万円以下（給与収入が103万円以下）

- ・ **所得税：（本人） 3万円 + （家族） 3万円 × 2人 = 9万円**
- ・ **住民税：（本人） 1万円 + （家族） 1万円 × 2人 = 3万円**

4. 定額減税額のパターン

例2 従業員本人、配偶者（所得48万円超）、子供1人

※ 配偶者の所得が48万円超（給与収入が103万円超）

- ・ 所得税：（本人）3万円＋（家族）3万円×1人＝6万円
- ・ 住民税：（本人）1万円＋（家族）1万円×1人＝2万円

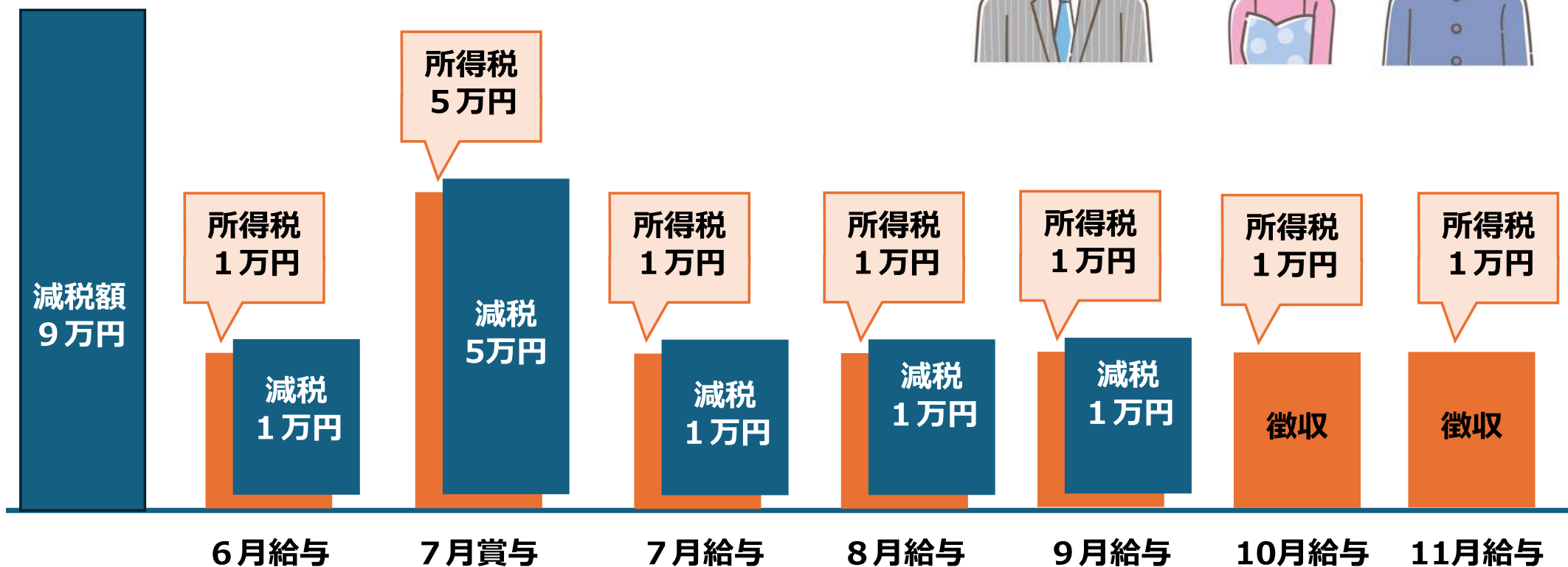
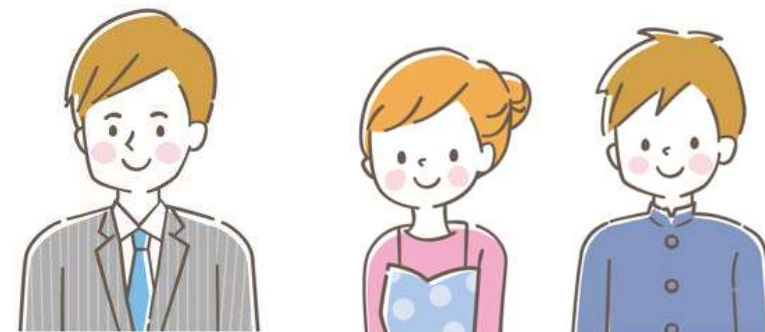
配偶者の所得が48万円超と見込まれる場合は、配偶者の勤務先で定額減税の控除を受けることになります。

定額減税制度の説明

Ⅱ 定額減税の実施方法

1. 所得税の定額減税
2. 所得税の減税額の確認
3. 住民税の定額減税

1. 所得税の定額減税



2. 所得税の減税額の確認

6月給与明細

雇用保険料	社会保険合計	社保控除後額	所得税
2,790	64,618	400,382	0

合 計	支給総額	控除総額	差引総額
	465,000	74,618	390,382

メッセージ
今月もよろしくお願ひします。

定額減税 XXX円



9月給与明細

雇用保険料	社会保険合計	社保控除後額	所得税
2,790	64,618	400,382	0

合 計	支給総額	控除総額	差引総額
	465,000	74,618	390,382

メッセージ
今月もよろしくお願ひします。

定額減税 XXX円

10月給与明細

雇用保険料	社会保険合計	社保控除後額	所得税
2,790	64,618	400,382	10,040

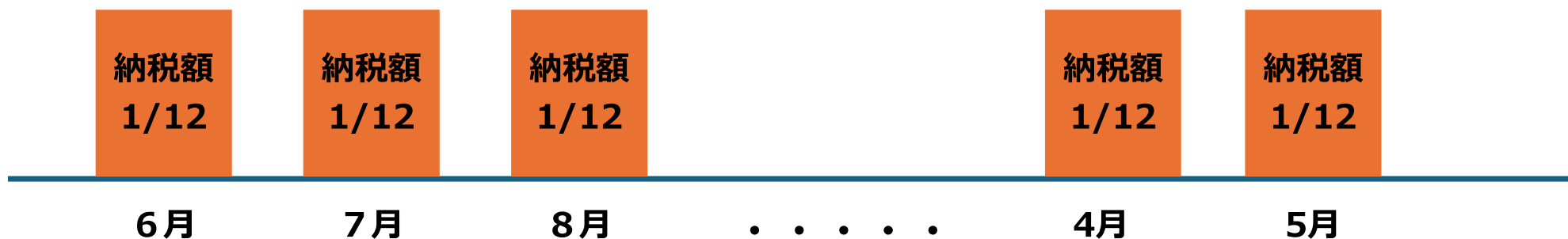
合 計	支給総額	控除総額	差引総額
	465,000	84,658	380,342

メッセージ
今月もよろしくお願ひします。

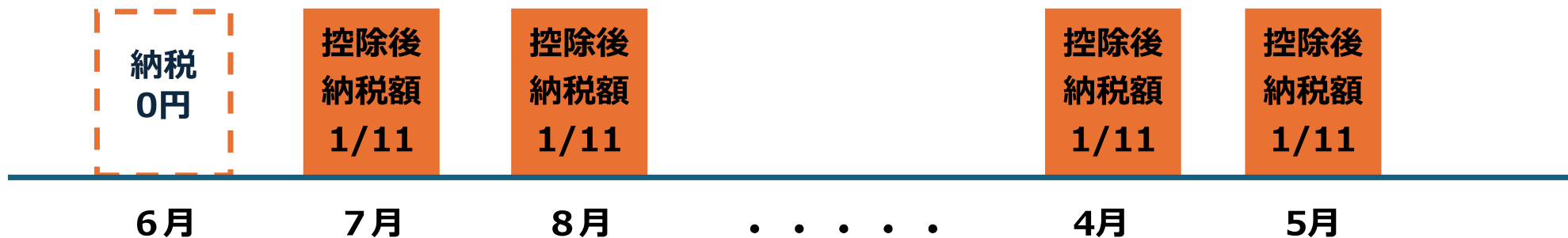
3. 住民税の定額減税



例年



令和6年



定額減税制度の説明

Ⅲ 定額減税を実施するために

1. 配偶者の注意点
2. 扶養親族の注意点

定額減税を実施するにあたり既に提出いただいている「扶養控除等申告書」だけでは、正確な情報を得ることができない場合があります。特に次のページに該当する方はご注意ください。

1. 配偶者の注意点

従業員本人の所得が900万円を超えるため、扶養控除等申告書に記入されていない配偶者で所得が48万円以下の場合は『源泉徴収に係る定額減税のための申告書』を提出する必要があります。



2. 扶養親族の注意点

扶養控除等申告書で「16歳未満の扶養親族」など記載していない扶養親族がいる場合は、『源泉徴収に係る定額減税のための申告書』を提出してください。



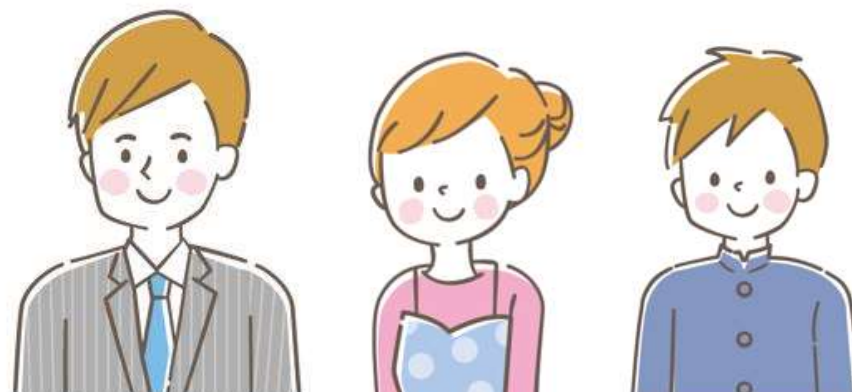
定額減税制度の説明

IV 注意事項

1. 定額減税の上限額
2. 扶養親族の異動（増減）があった場合
3. その他

1. 定額減税の上限額

令和6年分の所得税額を超える場合には、その所得税額が限度となります。例えば、本人、配偶者、子供の3人の場合、所得税の減税額は9万円となりますが、令和6年分の所得税額が5万円の場合は、5万円が減税の上限となります。



2. 扶養親族の異動（増減）があった場合

令和6年6月1日以降に扶養親族の異動があった場合でも、毎月の定額減税額を計算する人数は変更されません。

定額減税は、令和6年6月1日を基準日として、減税額を一度確定し、本年12月までに減税を行う決まりとなっています。

2. 扶養親族の異動（増減）があった場合

- ① 令和6年6月1日以降に扶養親族が増えたり減ったりした場合は、その増減分の調整は年末調整で調整されます。
- ② 配偶者の所得が48万円を超えることとなった場合、配偶者の減税分3万円は年末調整で調整されます。

3. その他

- ① 令和6年6月2日以後に入社した人は、毎月の定額減税の対象とならず、年末調整で定額減税の控除を受けることとなります。
- ② 令和6年6月2日以後に退職し、別の勤務先で勤務することになった人は、別の勤務先の年末調整で定額減税の控除を受けることとなります。

おわり

ご視聴ありがとうございました